

平成20年度環境共生地域づくり補助金（21世紀環境共生型住宅のモデル整備による建設促進事業）交付要綱

（通則）

第1条 平成20年度環境共生地域づくり補助金（21世紀環境共生型住宅のモデル整備による建設促進事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号、以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、地方公共団体がライフサイクル全体で環境負荷低減が可能な住宅設計手法を活用したエコハウスのモデルハウス（以下「21世紀環境共生型モデル住宅」という。）を整備し、これを活用した住宅環境対策に関する普及活動を展開するために必要な経費を国が補助するものである。これにより、地域の工務店や造園施工者のエコハウスに対する知識や技術を高め、これを共有することによって、地域におけるエコハウスの普及体制を強化するとともに、住民にエコハウスのメリット等を直接体験してもらうことにより、エコハウスの需要を創出する取組を通じて、環境負荷の少ない地域づくりの実現を目的とするものである。

（交付先）

第3条 この補助金は、地方公共団体に対し、その申請に基づいて交付する。

（交付の対象となる事業）

第4条 環境大臣は、第2条の目的を達成するため、21世紀環境共生型モデル住宅を整備するとともに、当該モデル住宅を活用した普及活動事業に要する経費のうち、補助金の対象として環境大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付する。

- 2 事業の実施に関して必要な細目は、環境省総合環境政策局長が別に定める実施要領及び「21世紀環境共生型モデル住宅の整備等に関する基本方針」によるものとする。

（交付額の算定方法）

第5条 この補助金の交付額は、対象経費（事業を行うために必要な設計費、本工事費、付帯工事費、用地費及び補償費、機械器具費、測量及試験費、事務費及び協議会運営費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費）の支出額を合計した額から寄付金その他の収入額を控除して算出した額を上限とし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、補助対象経費の内容については別表1を参照すること。

- 2 交付額の算定に当たって、当該補助事業における仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう（以下「消費税等相当額」という。））があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(申請手続)

第6条 補助事業者が、この補助金を申請する場合には、様式1による申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

(交付決定の通知)

第7条 環境大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、その内容が適当と認められる場合には、速やかに交付決定を行い、様式2による交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。その際は、当該消費税等相当額について、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して15日以内にその旨を書面で環境大臣に申し出なければならない。

(変更申請の承認)

第9条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更申請を行う場合には、速やかに様式3による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第10条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式4による申請書を環境大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 事業内容の変更をしようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。
- 二 第5条に定める対象経費の費目間の配分の変更（変更前のそれぞれの配分額の20%以内の変更を除く。）をしようとするとき。ただし、前号の事業内容の変更に伴い経費の配分変更をする場合は、事業内容の変更の手続きをもって、これに替えるものとする。
- 三 環境大臣は前号の承認をする場合には、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式5による申請書を環境大臣に提出して承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式6による報告書を環境大臣に提出し、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当該年度を越えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2か月以内である場合は、この限りでない。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行又は支出状況について環境大臣の要求があったときは、遅滞なく様式7による状況報告書を環境大臣に提出しなければならない。

(実績報告書)

第14条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（第11条の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業を完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式8による実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第5条第2項ただし書の定めるところにより交付額を算出した場合において、実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 環境大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式9による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 環境大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、補助事業に要した経費を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、補助事業者が議会の議決を必要とする場合で、かつ本文の期限により難しい場合その他やむを得ない事情がある場合には、補助事業者の申請に基づき補助金の額の確定の通知の日から90日以内で環境大臣が別に定める日以内とすることができる。なお、返還期限内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第16条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要なと認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式10による請求書を環境大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第17条 環境大臣は、第11条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

一 補助事業者が、適化法、適化法施行令その他の法令若しくは本要綱の規定に違反したことにより環境大臣の指示を受け、この指示に従わない場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 前三号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要が無くなった場合

2 環境大臣は、前項の規定により交付決定の取り消しを行った場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 環境大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除きその命令

に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第15条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 環境大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第19条 取得財産等のうち、適化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える機械器具、備品及びその他重要な財産とする。

2 適化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号）、以下「承認基準」という。）に定める様式1による申請書を、また包括承認事項に係るものについては様式2による申請書をあらかじめ環境大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

5 前項の納付については、第15条第3項の規定を準用する。

(補助金の経理)

第20条 補助対象事業の経理に当たっては、当該補助対象事業以外の事業を厳に区別して行うものとし、補助金と事業に係る証拠書類等の管理については予算及び決算との関係を明らかにした様式11による補助金調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(消費税額等の確定)

第21条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式12により速やかに環境大臣に報告しなければならない。なお、環境大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の返還を命ずるものとする。

2 前項の納付については、第15条第3項の規定を準用する。

(補助事業の表示)

第22条 補助事業により整備された施設、機械器具には、環境省補助事業である旨、明示しなければならない。

(標準処理期間)

第23条 環境大臣は、第6条又は第9条に規定する申請書が到達した日から起算して、原則として2か月以内に交付の決定を行うものとする。

(附則)

この要綱は平成21年3月10日から施行する。

別表 1

1 区分	2 費 目	3 細 目	4 内 容
設計費	設計費	設計費 監理費	基本設計、実施設計に要する費用 工事監理に要する費用
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費 労務費 直接経費 (間接工事費) 共通仮設費 現場管理費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、 ②水道料、光熱料、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、 ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）</p> <p>次の費用をいう。</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④技術管理に要する費用、 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>

	一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費	本工事に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	用地費及び補償費	事業を行うために必要な土地等の買収費、借料及び工事の施工によって損失を受ける者に対する補償に要する費用
	機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
事務費	事務費	事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、諸謝金、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料及び備品購入費をいう。 事務費は、設計費及び工事費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。

号	区 分	率
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%
3	1億円を超える金額に対して	4.5%

協議会運営費	協議会運営費	協議会の運営及び普及活動事業に必要な経費で環境大臣が承認した経費。
--------	--------	-----------------------------------

様式1

番 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

地方公共団体の長 印

平成20年度環境共生地域づくり補助金（21世紀環境共生型住宅の
モデル整備による建設促進事業）交付申請書

標記の補助金の交付を受けたいので、平成20年度環境共生地域づくり補助金（21世紀環境共生型住宅のモデル整備による建設促進事業）交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

1. 国庫補助申請額 金 円也
(うち消費税等相当額 円)
2. 補助金所要額調書（別紙1）
3. 補助金所要額内訳（別紙2）
4. 歳入歳出予算書（見込書）抜粋（別紙3）
5. 補助事業の開始及び完了予定年月日
平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

(別紙1)

補助金所要額調書(総括表)

(地方公共団体名:)

(単位:円)

事業名	総事業費 (A)	寄付金等の 収入額(B)	差引額 (C)=(A)-(B)	補助対象 経費(D)	選定額 (E)	国庫補助 基本額(F)	補助率 (G)	国庫補助 所要額(H)	備考
21世紀環境共生型住宅のモデル整備による建設促進事業							10/10		
計									

(注) 1. 寄付金等の収入額とは、寄付金、助成金、協賛金等これに類するものをいう。

2. (A)欄には、事業に要する全ての経費を記載する。

3. (D)欄には、交付要綱別表に掲げる補助対象経費の支出予定額を記載する。

4. (E)欄には、(C)と(D)を比較していずれか少ない方の額を記載する。

5. (F)欄には、(E)の額を記載する。

6. (H)欄は、(F)に記載された額に(G)の補助率を乗じた額を記載する。但し、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

補助金所要額内訳

地方公共団体名		担当部課名		(担当:)	
電話番号/FAX番号		e-mail			
事業の目的・内容	(目的)				
	(内容) ・21世紀環境共生型モデル住宅を整備する事業 ・21世紀環境共生型モデル住宅を活用した住宅環境対策に関する普及活動事業				
事業の効果	(CO2排出量の削減見込量及び費用対効果)				
	(雇用効果等の地域活性化効果)				
事業の期間		平成 年 月 ~ 平成 年 月			
補助対象事業費の所要額積算	費目	総事業費(円)	補助対象外経費(円)	補助対象経費(円)	
	設計費				
	本工事費				
	付帯工事費				
	用地費及び補償費				
	機械器具費				
	測量及試験費				
	事務費				
	協議会運営費				
	合計				
財源内訳	区分	金額(円)	国庫補助金積算	区分	金額(円)
	国庫補助金 H			総事業費 A	
	収入額等 B			収入額等 B	
	一般財源			差引額 C=A-B	
	その他(地方債等)			補助対象経費 D	
	合計			選定額 E=CorD	
総合的・計画的な環境保全対策(地球温暖化対策に係る計画等)における本事業の位置付け		無・有		基本額 F	
(計画等の名称)				補助率 G	10/10
				補助金 H=F*G	
その他関連事項			事業に対する他の国庫補助	無・有 (「有」の場合は制度の名称を記載)	
			予算成立状況	成立・成立見込	
			予算成立時期	平成 年 月 日	
添付書類	※添付する書類を記載する。(工事費内訳、事務費内訳、仕様書(位置図、図面、工程表等を含む。)、建設予定地写真、見積書、各種計算書、本事業が位置付けられた計画等の該当部分等)				

工 事 費 内 訳

(地方公共団体名:)

科 目	名 称	規格・仕様	員数	単位	単 価	支出予定額	備 考
設計費							
設計費							
監理費							
小 計							
消費税相当額							
合 計							
本工事費							
材料費							
労務費							
直接経費							
共通仮設費							
現場管理費							
一般管理費							
小 計							
消費税相当額							
合 計							
付帯工事費							
小 計							
消費税相当額							
合 計							
用地費及び補償費							
小 計							
消費税相当額							
合 計							
機械器具費							
小 計							
消費税相当額							
合 計							
測量及試験費							
小 計							
消費税相当額							
合 計							
総 計							

事務費内訳

(地方公共団体名:)

科 目	支出予定額(円)	使 途 内 訳
事務費 共済費 賃金 旅費 諸謝金 需用費 役務費 委託料 使用料及賃借料 備品購入費		
合 計		

協 議 会 運 営 費 内 訳

(地方公共団体名:)

科 目	支出予定額(円)	使 途 内 訳
協議会運営費		
合 計		

(注)主要科目毎の内訳を記載すること。

(別紙3)

平成 年度歳入歳出予算書（見込書）抜粋

(地方公共団体名：)

(単位：千円)

(歳 入)		(歳 出)		
事 項	金 額	事 項	金 額	備 考
(款) 国庫支出金		(款) 環境保全費		
(項) 国庫補助金		(項) 環境保全費		
(目) 環境保全費国庫補助金		(目) 地球環境保全費		
(節) 環境保全費		(節) 備品費		
一般会計		(節) 工事請負費		
合 計		合 計		

(注) 表の事項は例示である。

平成 20 年度環境共生地域づくり補助金（21 世紀環境共生型住宅のモデル整備による建設促進事業）交付決定通知書

補助事業者

平成 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった平成 20 年度環境共生地域づくり補助金（21 世紀環境共生型住宅のモデル整備による建設促進事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適化法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第 8 条の規定により通知する。

平成 年 月 日

環境大臣 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助金の事業に要する経費及び交付決定額は次のとおりである。

事業に要する経費	金	円
交付決定額	金	円

ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、平成 年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助事業者は、適化法、同施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び平成 20 年度環境共生地域づくり補助金（21 世紀環境共生型住宅のモデル整備による建設促進事業）交付要綱（平成 21 年 月 日環政計発第 号）に従わなければならないこととする。
- 5 この交付決定に対して不服があるとき、申請の取り下げをすることができる期限は平成 年 月 日とする。
- 6 補助金の確定額は、交付すべき補助金の額と補助金の交付決定額とのいずれか低い額とする。
- 7 補助事業における仕入に係る消費税等については、交付要綱の定めるところにより、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

番 号
平成 年 月 日

環境大臣 殿

地方公共団体の長 印

平成 20 年度環境共生地域づくり補助金（21 世紀環境共生型住宅の
モデル整備による建設促進事業）変更交付申請書

平成 年 月 日付け環政計発第 号をもって補助金の交付決定通
知のありました標記事業を下記のとおり変更したいので、平成 20 年度環
境共生地域づくり補助金（21 世紀環境共生型住宅のモデル整備による建設
促進事業）交付要綱第 9 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1. 国庫補助変更申請額 金 円也
(うち消費税等相当額 円)

2. 変更内容

3. 変更理由

(注)具体的に記載する。

- (注) 1. 1 の変更申請額の上段に () 書きで当初交付決定額を記載す
る。
2. 添付書類は様式 1 のそれぞれに準じて変更部分について作成する
こと。
3. 様式 1 の添付書類のうち補助金所要額調書 (別紙 1)、補助金所
要額内訳 (別紙 2)、これに添付する工事費内訳、事務費内訳につ
いては、変更部分を 2 段書きとし、上段に () 書きで変更前の数
値を記載する。

様式 4

番 号
平成 年 月 日

環境大臣 殿

地方公共団体の長 印

平成 20 年度環境共生地域づくり補助金（21 世紀環境共生型住宅のモデル
整備による建設促進事業）〔事業内容〕 変更承認申請書
〔経費配分〕

平成 年 月 日付け環政計発第 号をもって補助金の交付決定通
知のありました標記事業を下記のとおり〔事業内容〕 変更したいので、
〔経費配分〕
平成 20 年度環境共生地域づくり補助金（21 世紀環境共生型住宅のモデル
整備による建設促進事業）交付要綱第 10 条第〔1〕 号の規定により関係書
〔2〕
類を添えて申請します。

記

1. 変更内容

2. 変更理由

(注)具体的に記載する。

- (注) 1. 経費の配分の変更の場合には、「1. 変更内容」欄に経費毎の変更後の基本額を記載することとし、上段に () 書きで当初の基本額を記載する。
2. 添付書類は様式 1 のそれぞれに準じて変更部分について作成すること。
3. 様式 1 の添付書類のうち補助金所要額調書（別紙 1）、補助金所要額内訳（別紙 2）、これに添付する工事費内訳、事務費内訳については、変更部分を 2 段書きとし、上段に () 書きで変更前の数値を記載する。

様式 5

番 号
平成 年 月 日

環境大臣 殿

地方公共団体の長 印

平成 20 年度環境共生地域づくり補助金（21 世紀環境共生型住宅の
モデル整備による建設促進事業）補助事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け環政計発第 号をもって補助金の交付決定通
知のありました標記事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、平成 2
0 年度環境共生地域づくり補助金（21 世紀環境共生型住宅のモデル整備に
よる建設促進事業）交付要綱第 11 条の規定により関係書類を添えて申請し
ます。

記

1. 中止（廃止）の理由
(注)具体的に記載する。
2. 中止（廃止）後の措置

様式 6

番 号
平成 年 月 日

環境大臣 殿

地方公共団体の長 印

平成 20 年度環境共生地域づくり補助金（21 世紀環境共生型住宅の
モデル整備による建設促進事業）遅延報告書

平成 年 月 日付け環政計発第 号をもって補助金の交付
決定通知のありました標記事業について、平成 20 年度環境共生地域づく
り補助金（21 世紀環境共生型住宅のモデル整備による建設促進事業）交付
要綱第 12 条の規定により指示を求めます。

記

1. 遅延の原因及び内容
2. 遅延に係る金額
3. 遅延に対して採った措置
4. 遅延等が補助事業に及ぼす影響
5. 事業の遂行及び完了の予定

(注) 事業の進捗状況を示した工程表を当初と変更後を対比のうえ作成
し、添付する

様式 7

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

地方公共団体の長 印

平成 20 年度環境共生地域づくり補助金（21 世紀環境共生型住宅の
モデル整備による建設促進事業）事業遂行状況報告書

平成 年 月 日付け環政計発第 号で交付決定の通知を受け
た平成 20 年度環境共生地域づくり補助金（21 世紀環境共生型住宅のモデル
整備による建設促進事業）の遂行状況について、平成 20 年度環境共生地
域づくり補助金（21 世紀環境共生型住宅のモデル整備による建設促進事
業）交付要綱第 13 条の規定により下記のとおり報告します。

記

経費の区分	計画額	実施額	遂行状況

様式 8

番 号
平成 年 月 日

環境大臣 殿

地方公共団体の長 印

平成 20 年度環境共生地域づくり補助金（21 世紀環境共生型住宅の
モデル整備による建設促進事業）事業実績報告書

平成 年 月 日付け環政計発第 号をもって補助金の交付決定を
受けた補助事業に係る実績について、平成 20 年度環境共生地域づくり補
助金（21 世紀環境共生型住宅のモデル整備による建設促進事業）交付要綱
第 14 条の規定により関係書類を添えて報告します。

1. 国庫補助精算額 金 円也
(うち消費税等相当額 円)
2. 補助金精算額調書（別紙 1）
3. 補助金精算額内訳及び事業実績書（別紙 2）
4. 歳入歳出決算書（見込書）抜粋（別紙 3）

(別紙1)

補助金精算額調書 (総括表)

(地方公共団体名:)

(単位:円)

事業名	総事業費 (A)	寄付金等の 収入額(B)	差引額 (C)=(A)-(B)	補助対象 経費(D)	選定額 (E)	国庫補助 基本額(F)	補助率 (G)	国庫補助 所要額(H)	国庫補助 交付決定額(I)	国庫補助 受入額(J)	差引過不足額 (K)=(I)-(H)	備考
21世紀環境共生型住宅のモデル整備 による建設促進事業							10/10					
計												

(注) 1. 寄付金等の収入額とは、寄付金、助成金、協賛金等これに類するものをいう。

2. (A)欄には、事業に要した全ての経費を記載する。

3. (D)欄には、交付要綱別表に掲げる補助対象経費の支出額を記載する。

4. (E)欄には、(C)と(D)を比較していずれか少ない方の額を記載する。

5. (F)欄には、(E)の額を記載する。

6. (H)欄は、(F)に記載された額に(G)の補助率を乗じた額を記載する。但し、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

7. (I)欄には、既に交付決定を受けた額を記載する。

8. (J)欄には、(I)欄のうち国庫補助を実際に受け入れた額を記載する。

9. 各欄は、交付決定時の金額を上段に()書きし、下段に精算時の金額を記載すること。

(別紙2)

補助金精算額内訳及び事業実績書

地方公共団体名		担当部課名	(担当:)				
電話番号/FAX番号			e-mail				
事業の内容・目的	(目的) (内容) ・21世紀環境共生型モデル住宅を整備する事業 ・21世紀環境共生型モデル住宅を活用した住宅環境対策に関する普及活動事業						
事業の効果	(CO2排出量の削減見込量) (雇用創出等の地域活性化効果)						
事業実施期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月						
事業費支出内訳							
費目	総事業費(円)	補助対象外経費(円)	補助対象経費(円)				
設計費							
工事費							
本工事費							
付帯工事費							
用地費及び補償費							
機械器具費							
測量及試験費							
事務費 (事務費補助限度額)							
協議会運営費							
合計							
工事内訳							
区分							
契約年月日							
契約額							
変更契約額							
精算額							
検査年月日							
添付書類	1. 工事費内訳 2. 事務費内訳 3. 契約書の写 4. 検査書の写 5. 請求書の写 6. 竣工写真 7. 関係図面 8. その他						

事務費内訳

(地方公共団体名:)

科 目	支出額(円)	使 途 内 訳
事務費 共済費 賃金 旅費 諸謝金 需用費 役務費 委託料 使用料及賃借料 備品購入費		
合 計		

(注) 合計額については、交付決定時の金額を上段に()書きし、下段に精算時の金額を記載すること。

協 議 会 運 営 費 内 訳

(地方公共団体名:)

科 目	支出額(円)	使 途 内 訳
協議会運営費		
合 計		

(注) 1. 合計額については、交付決定時の金額を上段に () 書きし、下段に精算時の金額を記載すること。
 2. 主要科目毎の内訳を記載すること。

(別紙3)

平成 年度歳入歳出決算書（見込書）抜粋

(地方公共団体名：)

(単位：千円)

(歳 入)		(歳 出)		
事 項	金 額	事 項	金 額	備 考
(款) 国庫支出金		(款) 環境保全費		
(項) 国庫補助金		(項) 環境保全費		
(目) 環境保全費国庫補助金		(目) 地球環境保全費		
(節) 環境保全費		(節) 備品費		
一般会計		(節) 工事請負費		
合 計		合 計		

(注) 表の事項は例示である。

様式 9

第 号

平成 20 年度環境共生地域づくり補助金（21 世紀環境共生型住宅の
モデル整備による建設促進事業）交付額確定通知書

補 助 事 業 者

平成 年 月 日付け環政計発第 号で交付決定した平
成 20 年度環境共生地域づくり補助金（21 世紀環境共生型住宅のモデ
ル整備による建設促進事業）については、平成 年 月 日付け
番号による事業実績報告書に基づき、交付額を
円に確定したので通知する。

平成 年 月 日

環境大臣 印

様式 10

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

地方公共団体の長 印

平成 20 年度環境共生地域づくり補助金（21 世紀環境共生型住宅のモデル整備による建設促進事業）概算（精算）払請求書

平成 年 月 日付け環政計発第 号で交付決定（交付額確定）の通知を受けた平成 20 年度環境共生地域づくり補助金（21 世紀環境共生型住宅のモデル整備による建設促進事業）の概算払（精算払）を受けたいので、平成 20 年度環境共生地域づくり補助金（21 世紀環境共生型住宅のモデル整備による建設促進事業）交付要綱第 16 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
2 請求金額の内訳
(概算払の場合)

(単位：千円)

交付決定額 ①	支出費用状況			概算払受領済額⑤	差引請求額④－⑤
	実績額 ②	見込額 ③	合計 ④＝②＋③		

(精算払の場合)

(単位：千円)

交付決定額	確定額 ①	概算払受領済額 ②	差引請求額 ①－②

- 3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	口座名義

- 4 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

平成20年度環境共生地域づくり補助金（21世紀環境共生型住宅のモデル整備による建設促進事業）調書

（地方公共団体名： ）

環境省所管

（単位：円）

国			地方公共団体										備考	
歳出予算科目	交付決定の額	補助率	歳入			歳出								
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額		

- （注1）
1. 事業区分が複数にわたる場合は、各事業区分ごとに分けて記載し、その事業区分を「備考」欄に記載する。
 2. 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目を記載する。（項：環境・経済・社会の統合的向上費 目：環境共生地域づくり補助金）
 3. 「地方公共団体」の科目は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載する。
 4. 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載する。
 5. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載する。
 6. 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において、地方公共団体の歳入の「科目」に「前年度繰越分」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下段に国庫補助金額を内書（ ）をもって付記する。
- （注2） 請負契約その他の契約を締結したときは①予定価格見積調書又はこれにかわるべき書類、②競争公告又はこれにかわるべき書類、③入札書及び入札経過調書又はこれにかわるべき書類、④契約書又はこれにかわるべき書類（工事請負契約書には当該工事の仕様書及び見積明細書を添付しておくものとする。）等の関係書類を5年間整理保存しておくものとする。

環境大臣 殿

地方公共団体の長 印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け環政計発第 号をもって補助金の交付決定を受けた補助事業について、平成20年度環境共生地域づくり補助金（21世紀環境共生型住宅のモデル整備による建設促進事業）交付要綱第21条第1項の規定により次のとおり報告します。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額）
金 円

（注）別添参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）